

## 保育ソーシャルワーカー派遣事業実施要項

### 1 目的

「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに基づいた家庭教育や教育・保育施設への支援などの施策の一つとして、経済状況、生活環境等に課題のある乳幼児の家庭等に対して効果的な支援を行うため、幼稚園・保育所・認定こども園等（以下「園・所等」）からの依頼に応じ、「保育ソーシャルワーカー」を派遣し、園・所等と家庭・地域との連携・協力を支援します。

### 2 対象

県内の幼稚園・保育所・認定こども園等

### 3 支援内容

- (1) 園・所等が困難を感じている事案に関して相談を受け、園・所等と共に、家庭等への働きかけや支援について検討します。
- (2) 園・所等に、地域で利用できる関係機関やその役割を伝え、必要に応じて関係機関との橋渡しを行います。
- (3) 園・所等に、福祉・保健・医療等の制度やサービス等に係る情報を提供します。
- (4) その他、園・所等に対し、必要に応じた支援を行います。

### 4 派遣日時

祝日を除く月曜日から金曜日の9時から16時半の間において、園・所等の希望の日時で調整します。この他の曜日、時間帯の希望については相談してください。

### 5 実施方法

派遣を希望する園・所等は、保育ソーシャルワーカー派遣依頼書（別紙様式）を作成の上、乳幼児教育支援センターに提出してください。乳幼児教育支援センターから園・所等に連絡し、派遣日時等を調整の上、保育ソーシャルワーカーを派遣します。

### 6 経費

派遣に係る旅費・謝金等は、広島県教育委員会が負担します。